

日本赤十字社臨床工学技士会規約

2009 年 3 月 2 日第一版
2009 年 10 月 15 日 改定
2010 年 5 月 21 日 改定
2011 年 6 月 16 日 改定
2012 年 4 月 28 日 改定
2013 年 4 月 13 日 改定
2014 年 4 月 12 日 改定
2015 年 4 月 18 日 改定
2016 年 11 月 15 日 改定
2017 年 2 月 16 日 改定
2018 年 4 月 14 日 改定
2019 年 4 月 13 日 改定
2020 年 4 月 23 日 改定
2021 年 4 月 23 日 改定
2023 年 4 月 24 日 改定
2024 年 4 月 20 日 改定
2025 年 4 月 19 日 改定

日本赤十字臨床工学技士会規約・規程

目 次

日本赤十字社臨床工学技士会規約	P 1～P11
日本赤十字社臨床工学技士会役員選挙規程	P12～P13
日本赤十字社臨床工学技士会会費納入規程	P14
日本赤十字社臨床工学技士会会計事務取扱規程	P15
日本赤十字社臨床工学技士会旅費規程	P16
日本赤十字社臨床工学技士会表彰規程	P17
日本赤十字社臨床工学技士会事務局規程	P18
日本赤十字社臨床工学技士会総会規程	P19～P20
日本赤十字社臨床工学技士会慶弔規程	P21
日本赤十字社臨床工学技士会ブロック設置規程	P22～P24
日本赤十字社臨床工学技士会広告取扱規程	P25
日本赤十字社臨床工学技士会委員会規程	P26
日本赤十字社メーリングリスト運用規程	P28
書式 1 立候補届	P30
書式 2 推薦候補者届	P31
書式 3 日本赤十字社臨床工学技士会入会申込書	P32
書式 4 日本赤十字社臨床工学技士会異動届	P33
書式 5 ブロック研修会への常任理事招請依頼	P34

日本赤十字社臨床工学技士会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は日本赤十字社臨床工学技士会と称する（以下、本会と呼ぶ）。

2. 本会の設立日は平成21年4月18日である。

(事務局)

第2条 本会の主たる事務局は、会長の指定する施設におく。

2. 事務局の所在地は事務局長の勤務地に置く。

事務局所在地

旭川赤十字病院 医療技術部第一臨床工学課

〒070-8530 北海道旭川市曙1条1丁目1番1号

(ブロック地方会)

第3条 本会は、必要に応じブロック地方会を置くことができる。

2. 全国を7ブロックに分割する。

3. 7ブロックの名称は、日本赤十字社臨床工学技士会北海道ブロック、日本赤十字社臨床工学技士会東北ブロック、日本赤十字社臨床工学技士会東部ブロック、日本赤十字社臨床工学技士会中部ブロック、日本赤十字社臨床工学技士会近畿ブロック、日本赤十字社臨床工学技士会中国四国ブロック、日本赤十字社臨床工学技士会九州沖縄ブロックとする。

4. 各ブロック所在地は別に定める日本赤十字社臨床工学技士会ブロック設置規程第4条2に定める。

(目 的)

第4条 本会は、赤十字社医療事業の発展に寄与し臨床工学に関する学術の研究に努め、あわせて赤十字人としての職業倫理を高揚するとともに会員相互の親睦を図りもって福祉、医療の維持発展に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 会員の職業倫理の高揚。

(2) 学術講演会並びに研究発表会の開催。

(3) 医療機器安全管理の徹底及び、医療安全促進への働きかけ。

- (4) 会誌その他印刷物の発行並びに、各種情報の発信。
- (5) 会員相互の福利厚生に関する事業。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 本会の会員は次に定める通りとする。

- (1) 正会員 本会の会員は日本赤十字社各施設等に勤務する臨床工学技士であって、本会の目的に賛同した者とする。
- (2) 名誉会員 本会の事業に顕著な功績のあった者で、役員会の選考を経て総会において承認を得た者とする。

2. 名誉会員は本会の重要会務について諮問に応える義務を負う。

(入 会)

第7条 本会に入会しようとする者は、入会申込書若しくはホームページからの入会申込の所定の事項を記入し、当該年度会費を入金し、財務部が入金を確認した段階で本会員とする。

(会 費)

第8条 正会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2. 名誉会員は、会費の納入を要しない。
- 3. 役員会で認めた者は、会費の納入を要しない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 退職したとき。
- (3) 死亡又は失踪宣告、若しくは会員である団体が消滅したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 本会を退会しようとする者は、退会届を事務局へ提出することによっていつでも退会できる。

- 2. 会費を1年滞納しかつ催告に応じない場合、退会とする。
- 3.

(除 名)

第 1 1 条 会員が次の各号の一に該当した場合は、総会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から一週間前までに当該会員へ通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

(1) 規約に違反したとき。

(2) 会に不名誉、又は目的に反する行為をしたとき。

2. 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(抛出金等の不返還)

第 1 2 条 退会または除名された会員がすでに納入した会費は返還しない。

(再入会)

第 1 3 条 日本赤十字社臨床工学技士会規約第 9 条第 1 項により退会となった者は、規約第 6 条をもって再入会することができる。

2. 前項より再入会する者は、再入会時に日本赤十字社臨床工学技士会会費納入規程第 4 条に基づいた会費を完納しなければならない。

第 3 章 役 員

(役員等の種別及び定数)

(1) 第 1 4 条 本会に次の役員を置く。

(2) 常任理事 1 4 名以内

(3) 第 1 5 条 3 に示すブロック理事

(4) 監事 2 名

(5) 常任理事のうち、1 名を会長、3 名以内を副会長とする

(役員を選任)

第 1 5 条 常任理事は、会員の中から選出し、会長、副会長は互選とする。

2. 監事は会員の中から選出する。

3. ブロック理事は、別に定める各ブロックより選出された者につき会長が 2 名まで委嘱することができる。

4. 会長、副会長、に欠員が生じたときは、常任理事会にはかり互選にて、これを補充することができる。

5. 監事に欠員が生じたときは、必要に応じ常任理事会にはかり、これを補充することができる。

6. 常任理事に欠員が生じた場合、必要に応じ常任理事会にはかり補充することができる。
7. ブロック理事に欠員が生じた場合は、各ブロックより推薦された者につき会長が委嘱する。
8. 顧問を若干名置くことができる。
 - (1) 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
 - (2) 会長の求めに応じて本会の運営に助言することが出来る。
 - (3) 顧問は、重要な会務について会長の諮問に答える。
 - (4) 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とするが、再任を妨げない。
 - (5) 顧問は原則無報酬とする。ただし費用を弁償することができる。

(任期等)

第16条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

(職 務)

第17条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは、会長が欠けたときは予め役員会の議決を経て定めた順位に従いその職務を代行する。
3. 常任理事は会務を処理するとともに、事業の執行を図る。
4. 財務理事は会計を処理するとともに、資産管理を執行する。
5. 事務局長は、事務局を統括し、会務を執行する。

監事は、会務及び資産状況の監査を行う。

 - (1) 会計を監査する。
 - (2) 理事会の業務遂行状況を監査する。
 - (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実の発見した場合は、これを総会または理事会に報告する。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会または理事会の招集を請求し、もしくは招集する。
 - (5) 役員会に出席することができる。
6. ブロック理事はブロック運営を執行する。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した正会員数の3分の2以上の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、総会の

前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 本会の役員は、原則報酬を受けることができない。

2. 役員は、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第20条 総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(開催)

第22条 定期総会は年1回開催し、会長が招集する。但し、新年度が始まる時期に招集が困難と判断される場合には書面又は電子的方法による議決権の行使を認め、その招集手続きを省略することができる。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 役員会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的である審議事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
 - (3) 会長が必要と認めたとき又は役員3分の1以上から会議目的である審議事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
 - (4) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(権能)

第23条 総会は、本規約で定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第24条 総会は会長が招集する。

2. 会長は規約第22条 第2項に基づく請求があったとき、60日以内に総会を招集

しなければならない。

3. 総会を招集する時は、会議の日時、場所及び目的を記載した書面をもって、少なくとも 14 日以上前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 25 条 総会の議長は、本会員の出席者とする。 但し、必要に応じ会長が別に議長を指名できる。

(定足数)

第 26 条 総会は正会員の 3 分の 1 以上の出席がなければ開催することが出来ない。

2. 正会員とは、規約第 22 条 第 2 項の規定する書面発送日の現在数とする。

(書面表決等)

第 27 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における規約第 26 条 (定足数) 規約第 27 条 (議決) の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
 - (2) 正会員の現在数、出席者数。
(書面表決者及び表決委任者にあたってはその旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び審議の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が、署名、捺印しなければならない。

第5章 役員会

(構成)

第29条 役員会は、規約第14条に定める役員をもって構成する。

(権能)

第30条 役員会は、本規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会へ付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(種類及び開催)

第31条 役員会は、常任理事会と理事会の2種とする。

2. 常任理事会は規約第14条に定める役員のうち常任理事、監事をもって構成し年一回以上開催する。
 - (1) 常任理事会出席役員への交通費、宿泊費について本会でその費用を支弁する。
3. 理事会は、規約第14条に定める役員のうち常任理事、ブロック理事、監事をもって構成し年一回以上開催する。次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的である審議事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 規約第17条第6項第4号により、監事から招集の請求若しくは招集があったとき。
4. 役員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める。
5. 会長は第31条の2項、3項に定めるもののほかに必要とされるものを招請することができる。

(招集)

第32条 常任理事会と理事会は会長が招集する。

2. 会長は、前条規約第32条第3項該当する請求があったときは、その日から30日以内に役員会を招集しなければならない。
3. 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を該当する役員に通知しなければならない。

(議長)

第33条 常任理事会と理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第34条 役員会については、規約第26条（定足数）から規約第28条（議事録）までを準用する。但し議案書および議事録の作成は事務局長がそれを行う。

第6章 委員会

第35条 本会は、規約第5条に掲げる事業を円滑に行うため、別に定める規程に従い、役員会の議決を経て開催する委員会を置くことができる。

2. 委員会の構成員は、正会員とする。但し、会長が必要と認めた場合はこの限りではない。
3. 委員長は、委員の中から副委員長を推薦する事ができる。但し、副委員長は会長承認とする。
4. 委員会の構成員は、原則報酬を受けることができない。
5. 会の構成員は、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
6. 第36条 委員会はその目的とする事項について調査、研究し、審議することができる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

2. 年会費。
3. 資産より生ずる果実。
4. その他の収入。

(資産の管理)

第38条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業経費)

第39条 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第40条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、役員会及び総会の議決を経なければなせない。

2. 前項の規約にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときに、会長は役員会の議決を経て予算成立まで前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3. 前項の規約による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとする。
4. 全国研修会講師への謝礼については医師 30,000 円、医師以外の場合 10,000 円を上限として支払う。交通費等の諸経費は別途支払う。但し、特別な事情によりこの規約によることができない場合は常任理事会において審議する。
5. ブロック研修会補助金の下限は 50,000 円とする。

(予備費の設定及び使用)

第 4 1 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、役員会の議決を経なければならない。但し、次の総会に報告することとする。

(予算の追加及び更正)

第 4 2 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、役員会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をする事ができる。

(事業報告及び決算)

第 4 3 条 本会の事業報告書、収支計算書等に関する書類は、毎事業年度終了後、3 ヶ月以内に、会長が作成し、監事の監査を受け、役員会及び総会の議決を受けなければならない。

2. 決算上、余剰金を乗じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第 4 4 条 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日にはじまり、1 2 月 3 1 日までとする。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 4 5 条 本会の事務を処理するため、事務局をおく。

2. 事務局には事務局長、事務局次長及び事務局員を若干おくことができる。
3. 事務局長および事務局次長は選出された常任理事で互選とする。
4. 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長が会務執行不可能なとき、あるいは事務局長が欠けたときその職務を代行する。
5. 務局員は事務局長が推薦し会長が委嘱する。

第9章 規約の変更ならびに解散

(規約の変更)

第46条 本規約を変更しようとするときは、総会において正会員の議決権の3分の2以上の同意を得なければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第47条 本会は、やむを得ない理由のあるときは、正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

2. 本会を解散したときの残余財産は、総会の議決を経てこれを処分することができる。

第10章 情報公開及び情報保護

(情報公開)

第48条 本会は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容等の情報を積極的に公開する。

2. 情報公開に関する事項については、役員会の議決による。

(個人情報の保護)

第49条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項については、役員会の議決による。

(広 報)

第50条 本会の広報は、電子広報に掲載する方法による。

2. やむを得ない事由により、電子広報によることが出来ない場合は、郵送する方法による。

第11章 補 則

(規 程)

第51条 この規約の施行に関し必要な規程は、役員会及び総会の議決を受けなければならない。

2. この規程は、役員会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

日本赤十字社臨床工学技士会役員選挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条 日本赤十字社臨床工学技士会規約第15条に基づく役員選出について必要事項を定める。

第2章 選挙管理委員会

(委員会の設置)

第2条 役員を選出するために、役員会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。

(委員の選任)

第3条 選挙管理委員長は会長が委嘱する。但し役員及び、その選挙の候補者は選挙管理委員になれない。

2. 選挙管理委員は会員中より選挙管理委員長が3名以内の委員を推薦し、会長が委嘱し選挙管理委員会を構成する。

(委員の業務)

第4条 選挙管理委員は次の業務を行なう。

- (1) 選挙の告示。
- (2) 役員の候補者届の受理、資格審査、候補者氏名の公示。
- (3) 投票及び開票の管理と当選の確認。
- (4) 総会に選挙の結果を報告。
- (5) その他選挙管理に必要な事項。

(委員の任期)

第5条 選挙管理委員の任期は2年とする。

2. 選挙管理委員に欠員が生じた時は、補充選出を行ない、補充選出された委員の任期は前任者の残存期間とする。

第3章 役員の選挙

(立候補者)

第6条 常任理事、監事に立候補しようとする者、又は会員より候補を推薦する者は、所定の様式により、選挙管理委員会に届出をしなければならない。ただし、推薦候補者の場合は本人の同意を必要とする。

第7条 常任理事、監事の選挙は2年に一度、任期が満了する年度の12月までにすべてを終えるように実施する事。

第8条 立候補者及び推薦候補者が届出締切り日を経過するも定数を満たさない場合、常任理事会は定員内で推薦することができる。ただし被推薦者の同意を必要とする。

(選挙方法)

第10条 選挙は次の手順で行なう。

1. 常任理事 2. 監事

第11条 常任理事14名以内、監事2名以内とし、次の方法によって選任する。

- (1) 正会員の定数連記投票とする。
- (2) 会長、副会長は常任理事会で互選とする。
- (3) 監事については定数連記投票とする。

第4章 無投票当選

(無投票当選)

第12条 選挙告示を通じ立候補者および推薦候補者届締切期日を経過するも、候補者が常任理事定数、監事定数を越えないときは資格審議により適当と認められた場合無投票で当選者を定めることができる。

2. 選挙告示を通じ立候補者および推薦候補者届けが締切期日を経過するも、候補者が常任理事定数、監事定数を越えないときは常任理事会で推薦された者を当選者として定めることができる。

第5章 選挙権および被選挙権

(選挙権および被選挙権)

第13条 選挙権および被選挙権は会費を完納している者にかぎる。

2. 名誉会員の選挙権および被選挙権はその限りではない。

附 則

1. この規程の改廃は役員会の議決によるものとする。

日本赤十字社臨床工学技士会会費納入規程

第1条 この規程は会費の納入について必要事項を定める。

第2条 規約第38条の会費は年額3000円とし、入会時に納入するものとする。

第3条 会費は規約第8条および第45条に基づき、当該年度当初に納入するものとする。

第4条 会費1年を滞納しかつ催告に応じない場合は退会とし、再入会時は前年度未納と当該年度会費を併せて6,000円を納入するものとする。

第5条 規約第6条2項で定めた名誉会員および規約第8条3項役員会で特に認めた者は、会費免除とする。

第6条 この規程の改廃は、役員会にはかり総会の承認を得るものとする。

附 則

1. この規程の改廃は役員会の議決によるものとする。

日本赤十字社臨床工学技士会会計事務取扱規程

第 1 条 日本赤十字社臨床工学技士会の会計事務の取扱については、規約のほか、この規程に定める。

第 2 条 会長は、収支予算について目的以外に使用することはできない。

第 3 条 会長は、収支予算の経費の金額については、他に流用することはできない。但し、予算の執行上の必要に基づき、あらかじめ常任理事会の議決を経た場合に限り利用することができ、総会において報告を行うものとする。

第 4 条 予算の不足に充てるため、予備費として相当と認める金額を収支予算に計上することができる。

第 5 条 会長は、予備費を必要と認めるときは、常任理事会の議決を経なければならない。

- (1) 第 6 条 次にあげる事項は、常任理事会の承認を受けて行わなければならない。
備品購入の支出金。また、毎年度事業終了後は、書類等を事務局に提出しなければならない。
- (2) 会計帳簿。
- (3) 計算書類及び附属明細書。
- (4) 備品の廃棄処分。

第 7 条 現金は、常時必要最小限のものを除き、確実な金融機関に貯金しなければならない。

第 8 条 財務担当理事が、管理者としての注意を怠り、現金を亡失した場合においては、弁償の責任を免れることはできない。

第 9 条 財務担当理事は、会長の命を受け、この会の資産を管理し、予算の執行にあたるものとする。第 10 条 財務担当理事は、次にあげる帳簿を整え、経理を明らかにし理事会に報告しなければならない。

- (1) 財務台帳
- (2) 現金出納簿
- (3) 会費、給付金出納簿
- (4) その他必要な書類。

付則

1. この規程の改廃は役員会の議決によるものとする。

日本赤十字社臨床工学技士会旅費規程

第1条 この規程は、本会の役員が職務を執行するための弁償関わる旅費について必要な事項を定める。

第2条 会長は、会務のため関係役員に出張を命ずることができる。

第3条 前条により出張する場合は、次の旅費を支給する。

(1) 交通費 実費

(2) 日 当 3,000円

(3) 宿泊料 10,000円

2. 特別の理由による出張の場合は、第3条の規程にかかわらず会長の決裁を経て、必要な旅費を支給することができる。

附 則

1. この規程の改廃は理事会の議決によるものとする。

日本赤十字社臨床工学技士会表彰規程

第1条 本会会員で次の各項に該当するものは本規程により表彰する。

2. 功労賞 本会の発展に関し、功績が抜群である者又は顕著な貢献があった者。
3. 学術奨励賞 臨床工学技術の研究奨励に値する者。
 - (1) 法人格を有する、またそれに準ずる全国規模の会および国際的な医学会等にて優秀賞などを受賞した本会の会員または団体。
 - (2) 日本赤十字社医学総会において学術委員会が特に優秀と認めた者。
4. 感謝状 海外派遣等に従事し貢献された者。本会の名誉を高揚した者。

第2条 表彰に該当するものについては、所定の様式（書式5）により役員およびブロック理事からの推薦により行う。

第3条 表彰者の選考は表彰委員会によって行い、四役による電子的決議の承認を得る

2. 奨励賞は学術委員会の推薦により、表彰委員会で選考を行い、常任理事会の承認を得るものとする。

第4条 表彰者の選考にあつたては次の各項を勘案するものとする。

- (1) 本会に入会後技士会費を完納した者。
- (2) 功労賞は同一人には1回を原則とする。
- (3) 奨励賞は受賞内容が異なれば同一人に2回以上贈ることができる。
- (4) 奨励賞は施設を表彰者にすることができる。

第5条 表彰は毎年1回総会において行うものとする。

第6条 表彰は表彰状を授与して行うものとする。

2. 前項の表彰状には副賞を添えることができる。副賞について、功労賞・奨励賞は金一封10,000円程度のものとする。

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は会長が役員会にはかり定める。

附 則

1. この規程の改廃は理事会の議決によるものとする。

日本赤十字社臨床工学技士会事務局規程

第1条 日本赤十字社臨床工学技士会の事務局（以下、「事務局」という）に関する事項は、規約によるものの他、この規程の定めるところによる。

第2条 事務局長は、事務局を統括し会務を執行する常任理事とする。

第3条 事務局は、次の各項の事務を掌握する。

- (1) 規約及び諸規定に関する書類。
- (2) 正会員名簿に関する書類。
- (3) 総会で議決権代理行使をした場合の委任状
- (4) 総会議事録
- (5) 理事会議事録
- (6) 会計帳簿
- (7) 計算書類及び附属明細書
- (8) 前項の監査報告書
- (9) 役員名簿。
- (10) 全各号に掲げるものの他、事務局長が必要と認め、理事会が承認したこと。

第4条 事務局長は、事務局活動を理事会に適時報告し、承認を得るものとする。

第5条 他団体との連携を構築する活動の実施

- (1) 本会活動に関して、有意義と考えられる他団体への協力に関して、役員会あるいは、会長、副会長、監事と協力する事項について勘案し実施していく。
- (2) 他団体からの依頼に関しては、その団体から公式な書面をもって依頼の受付とする。
- (3) 依頼に関して当会の協力の成果について、その報告を求めることができる。

附 則

1. この規程の改廃は役員会の議決によるものとする。
2. 令和6年4月20日、第5条を一部改定

日本赤十字社臨床工学技士会総会規程

第1章 総 則

第1条 総会運営は、規約および規程の定めるところによる。

第2章 総会運営委員会

第2条 総会を開催するにあたり、総会運営委員長は、総会運営委員会を設け、総会議案書を作成する。

第3条 総会運営委員会は、会長、副会長（財務担当）、事務局長を含め会員中から若干名を選出して構成する。

第4条 総会運営委員会の任期は、総会議事録の作成とまでとする。

第5条 総会運営委員会は、次の業務を行う。

- (1) 総会の開催準備。
- (2) 会場の整理。
- (3) 会員の資格審査及び報告。
- (4) その他総会運営についての必要事項。

第6条 委員長は総会の司会者となる。

第3章 議長の選出

第7条 司会者は、規約第25条により議長を選出する。

第8条 議長は、会議の議事を記録するため、書記を1名任命し、そのものは総会議事録を作成することとする。議事録は議長及び書記が署名し、会議の正式な記録として保管するものとする。議事録署名人は、議事録が正確であることを確認し、その内容に責任を持つ。

第9条 議長は、会議の成立を宣言する。ただし出席者が定数に満たないときは、休憩又は散会あるいは延会を宣言する。

第4章 議事の進行

第10条 総会の議題及び議案書は、あらかじめ会員に通知しなければならない。

第 11 条 議長は案件を議題とするときは、その旨を宣言する。

第 12 条 会議で発言する場合は、議長に通告し、その指名を受けなければならない。議長から指名を受けたときは、発言に先立ち所属・氏名を明確にしなければならない。

第 13 条 総会に提案する場合は、次の各号によらなければならない。

- (1) 提案書を総会の 14 日前までに事務局に送付する。
- (2) 修正動議は、あらかじめ文章を印刷し、総会運営委員長を通じ議長に提出しなければならない。
- (3) 緊急の事情により、総会の当日提出する場合は、その事由と要旨を総会運営委員長に届けなければならない。

第 5 章 採決の方法

第 14 条 採決を行うときは、議長はその表決に対する問題を宣言しなければならない。

第 15 条 採決は、原案に最も遠い修正案より先に行う。

第 16 条 採決の方法は、次の各号の一つとする。

- (1) 拍手。
- (2) 挙手。
- (3) 起立。
- (4) 無記名投票。

第 17 条 表決を行った場合、その結果を宣言する。

第 18 条 この規程に違反し、議長の注意に従わないものは、発言の停止あるいは退場させることができる。

附 則

1. この規程で定められていない必要事項は、会長が役員会の承認を得て総会議案書とともに指示するものとする。
2. この規程の改廃は役員会の議決によるものとする。
3. 令和 7 年 2 月 23 日、第 2 章第 2 条、第 3 条、第 3 章第 7 条、第 8 条を一部改正。

日本赤十字社臨床工学技士会慶弔規程

第1条 この規程は会員並びに名誉会員等の慶弔について必要事項を定める。

第2条 前条に基づき原則としてブロック理事又は本人より事務局に連絡するものとする。

第3条 対象は下記のとおり定め、慶事は祝電、弔事は弔電を送るものとする。

- (1) 会員及び名誉会員が本会に対し顕著な功績があったとき。
- (2) 会員の結婚。
- (3) 会員及び名誉会員の死亡。
- (4) 本会と密接な関係の方の死亡。
- (5) 会長が特に必要と認めたとき。

第4条 本会に功績があった者または顕著な貢献があった者については実情に応じ、その都度会長が決定する。

附 則

1. この規程の改廃は理事会の議決によるものとする。

日本赤十字社臨床工学技士会ブロック設置規程

(目 的)

第1条 この規程は、日本赤十字社臨床工学技士会（以下、本会）規約第3条、第15条、第17条に基づき、本会の事業を円滑に達成する事を目的として、ブロックの設置に関する事項について定める。

(ブロック)

第2条 規約第3条1に定める

2. 7ブロックの名称は規約（ブロック地方会）第3条2に定める。
3. 7ブロックの所属施設およびブロック理事定数を別表に示す。

(役 員)

第3条 規約第3章、第14条に定めるブロック理事を2名置くことが出来る。

2. ブロック理事は、各ブロックより選出し会長が委嘱する。

(職 務)

第4条 各ブロック理事は、役員会等の決定事項や各ブロックの活動内容等の連携や情報交換等の任に当たる。

2. ブロック理事は事業担当理事と総務担当理事をおく。
3. 各ブロック所在地は総務担当理事の勤務地におく。
 - (1) 日本赤十字社臨床工学技士会北海道ブロック
施設名：栗山赤十字病院 臨床工学課
所在地：〒069-1513 北海道夕張郡栗山町朝日 3-2
 - (2) 日本赤十字社臨床工学技士会東北ブロック
施設名：福島赤十字病院 臨床工学技術課
所在地：〒960-8530 福島県福島市八島 7-7
 - (3) 日本赤十字社臨床工学技士会東部ブロック
施設名：横浜市立みなと赤十字病院 臨床工学部
所在地：〒231-8682 横浜市中区新山下 3-12-1
 - (4) 日本赤十字社臨床工学技士会中部ブロック
施設名：富山赤十字病院 医療技術部 臨床工学技術課
所在地：〒930-0859 富山県富山市牛島本町二丁目 1-58

(5) 日本赤十字社臨床工学技士会近畿ブロック

施設名：大阪赤十字病院 医療技術部 臨床工学技術課

所在地：〒543-8555 大阪府大阪市天王寺区筆ヶ崎町 5-30

(6) 日本赤十字社臨床工学技士会中国四国ブロック

施設名：徳島赤十字病院 医療技術部 臨床工学技術課

所在地：〒773-8502 徳島県小松島市小松島町字井利ノ口 103 番

(7) 日本赤十字社臨床工学技士会九州沖縄ブロック

施設名：沖縄赤十字病院 医療技術部 臨床工学課

所在地：〒902-8588 沖縄県那覇市与儀 1 丁目 3 番 1 号

4. 事業担当理事は、ブロック研修会の企画およびサポート、ブロック研修会の会誌用レポート作成、全国研修会の補助を担当する。

5. 総務担当理事は、会員状況の把握、アンケート回収の協力、ブロック会員からの意見・提案の窓口およびブロックの口座管理を行う。

第 5 条 ブロック理事 2 名は事業担当と総務担当の業務をそれぞれ行う。

第 6 条 会計等の報告は期日内に行う。

第 7 条 当会の全国レベルの連携をさらに強化するため、各ブロック研修会へ常任理事を招請することが出来る。

2. 招請される常任理事の旅費は本会から支弁される。

3. 各ブロック研修会へ招請できる常任理事は 2 名とし、各ブロックで 1 名ずつとする。

4. ブロック研修会への常任理事を招請する場合、年度初めの第 1 回理事会において所定の様式を用い理事会にて申請する。

5. 常任理事の招請について 2 ブロックを上限とし、3 名以上の招請要請あった場合会長に一任する。

附 則

1. この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

別表

ブロック理事定数及び所属施設

ブロック	理事	担 当 施 設
北 海 道	2	旭川、伊達、釧路、北見、栗山、浦河、小清水、清水、北海道立北見
東 北	2	八戸、盛岡、仙台、石巻、秋田、福島
東 部	2	水戸、古河、芳賀、大田原、足利、前橋、原町、さいたま、小川、深谷、成田、日本赤十字社医療センター、武蔵野、大森、横浜市立みなと、秦野、相模原、長岡、山梨、東京かつしか赤十字母子医療センター、日本赤十字社血液事業本部
中 部	2	富山、金沢、福井、長野、諏訪、安曇野、下伊那、飯山、高山、岐阜静岡、浜松、伊豆、裾野、日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一、日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二、伊勢
近 畿	2	大津、長浜、京都第一、京都第二、舞鶴、大阪、高槻、姫路、多可、神戸、日本赤十字和歌山医療センター
中国・四国	2	鳥取、松江、益田、岡山、広島原爆、庄原、三原、山口、徳島、高松、松山、高知
九州・沖縄	2	福岡、唐津、長崎原爆、熊本、大分、鹿児島、沖縄

日本赤十字社臨床工学技士会広告取扱規程

第1条 この広告取扱規程は日本赤十字社臨床工学技士会が発行する会報、及び研修会資料等すべての発行物の広告掲載について規定するものである。

第2条 広告掲載申込の資格は、臨床工学技士業務に関連をもち本会の主旨に賛同する団体、又は本会会員に限る。その他の広告掲載申込があった場合は、IT/広報委員会の審査により採否を決定する。

第3条 広告掲載料は定期発行物（会報、年2回）に対しては年間2万円とする。
その他広告については、その都度の応募要項で規定する。広告掲載に要する諸製及び版料は、すべて広告主が実費負担とする。

第4条 広告掲載申込は、指定する期日までに本会ホームページの申込フォームより申込むこと。なお、電話、または口頭による申込みは正式の申込として扱わない。

第5条 広告掲載の採否は、IT/広報委員会により決定する。

第6条 広告1枠の大きさは、発行物毎に応募要項で規定する。広告原稿はすべて作成済み製版とする。

第7条 広告掲載多数の場合は、IT/広報委員会の抽選により決定する。

第8条 広告の申込を受けても、その広告が日本赤十字社臨床工学技士会会報の権威と体裁を著しく害するものとみられる場合は、IT/広報委員会及び広報担当理事の決定により、その広告の掲載を拒否または、広告原稿の修正を求めることがある。

第9条 広告掲載位置はIT/広報委員会に一任し、広告主が位置の指定をすることはできない。また、印刷物での原稿提出の場合、原稿返還はしない。

第10条 広告掲載料金の支払いについて、定期発行物については年度最初の発行物の発行月の次月、月末、その他発行物については発行月の月末までに支払わなければならない。

附則

1. この規程は、改廃は理事会の議決によるものとする。
2. この規程は、2009年11月より実施する。
3. 平成22年 5月21日、第2条、第3条、第5条、第7条、第8条及び第9条を一部改正。
4. 平成24年 2月 1日、第1条、第3条、第6条、第9条及び第10条を一部改正。
5. 平成29年10月23日、第3条、第4条、第10条を一部改正。
6. 令和元年10月17日、第3条を一部改定。

日本赤十字社臨床工学技士会 委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字臨床工学技士会規程の第6章第35条に基づき設置される委員会の構成および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。但し、役員選挙を担う選挙管理委員会については、別途規定を定める。

第2条 規程第35条で定める委員会はそれぞれ下記各号に規定する事項を任務とする。

1. IT・広報委員会

- (1) 会報発行（年2回）
- (2) 発行物に対する広告掲載企業募集

2. 学術委員会

- (1) 全国研修会の企画および運営
- (2) JRCCE One Hour Web シンポジウムの企画および運営
- (3) 学術奨励賞の募集および推薦

3. 統計調査・表彰委員会

- (1) 臨床工学業務に関する全国アンケート調査（隔年）
- (2) 技士会催事、他委員会等の要請によるアンケート調査
- (3) 定期総会における表彰（功労賞・学術奨励賞・感謝状）

4. 総会運営・規約改定委員会

- (1) 定期総会の開催準備ならびに運営
- (2) 規約・規程改定の立案

5. 共同購入検討委員会

- (1) 本社共同購入への協力体制の構築
- (2) 共同購入希望物品の検討及び本社への働き掛け
- (3) 当技士会内における本社共同購入に関する情報共有
- (4) 本社購買専門部会への参画

6. 災害対策検討委員会

- (1) 災害時における現地の情報収集と会員への情報共有
- (2) 会員へ向け災害対策等の啓蒙活動や情報発信
- (3) 災害時の本社の動き等の情報共有

7. 安全対策委員会

- (1) メーリングリストを用いた安全対策情報の共有
- (2) 全国研修会等による安全対策情報の共有
- (3) 安全対策に関する検討

8. 教育研修支援委員会

- (1) 赤十字臨床工学技士の施設間交流型業務研修実施要綱の改正
- (2) 赤十字臨床工学技士の施設間交流型業務研修実施要綱に基づく研修支援
- (3) 赤十字医療施設の臨床工学技士施設代表者会議の開催ならびに運営
- (4) 赤十字医療施設の人材育成を目的とした集合研修の開催ならびに運営

9. 次世代活性化委員会

- (1) 次世代活性化委員会の目的は若い世代の技士会活動における活性化を目的とする
- (2) 次世代活性化委員会は概ね 40 歳以下の正会員が全国 7 ブロックから 2 名ずつが選ばれ計 14 名で構成する。また、全国の 7 ブロック内において、それぞれのブロックは”ブロック内次世代活性委員“を何名置いても構わない
- (3) 次世代活性化委員会には委員長を持たない。任期は理事改選時にあわせる
- (4) 次世代活性化委員会は年に一度、次世代のための研修会を企画立案し運営する
- (5) 次世代活性化委員会は全国研修会においてプログラムのひとつを企画立案し運営する
- (6) 次世代活性化委員は所属するブロックの研修会において地方の次世代活性化委員と協力してプログラムのひとつを企画立案し運営する

第3条 委員長は会長が委嘱する。

2. 委員は会員より委員長が数名の委員を推薦し、会長が委嘱し委員会を構成する。
3. 委員の任期は2年とする。
4. 委員は原則無報酬とする。
5. 委員はその職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

第4条 各委員会の会議は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

2. 委員長は適当と認めるものに対して、参考人として各委員会の会議に出席を求め、必要な協力を求めることができる。

第5条 この規程の改廃は、役員会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は令和6年1月20日から施行する。
2. 令和7年2月23日、第2条を一部改正。

メーリングリスト運用規程

第1条 日本赤十字社臨床工学技士会（以下、当会）のメーリングリストの運用に関する事項は、この規程の定めるところによる。

第2条 会のメーリングリストは別紙に示す一覧のとおりである。なお、当会運営の必要性に応じ増減を阻まない。

第3条 メーリングリストの運用は以下の通りである。

各メーリングリストの運用の共通事項として当会の運営に関する事項を主とし、必要性に応じ医療安全情報、災害情報等の情報共有事項の発信は可能とする。個人的情報収集の手段としての利用は原則禁止とする。個人的情報収集の方法として当会ホームページの掲示板機能の利用を推奨する。

(1) 会員メーリングリスト

入会時に参加意思を示した会員全員をメンバーとし全会員に周知の必要がある事項を発信。

(2) 臨床工学部門代表者メーリングリスト

全国赤十字病院、施設の臨床工学部門代表者をメンバーとし代表者に必要な事項を発信。なお、代表者は会員内の最上職位者とする。

(3) 理事・監事メーリングリスト

常任理事、ブロック理事、監事をメンバーとし当会の運営に関する事項等についての協議、連絡に利用。

(4) 四役メーリングリスト

会長、副会長、事務局長、財務責任者をメンバーとし当会全ての協議事項の協議、連絡に利用。

(5) 各委員会メーリングリスト

各委員会委員をメンバーとし委員会の運営に関する協議、連絡に利用。

(6) 各ブロックメーリングリスト

各ブロックの部門代表者をメンバーとしブロック内で必要な協議事項、連絡に利用。会務に関する協議、連絡は情報共有のため個人同士ではなくメーリングリストを利用すること。また、四役は会務把握のため全てのメーリングリストに参加。

第4条 メーリングリストの管理（登録、解除含む）については事務局長、及び IT・広報委員会にて管理するものとする。

第5条 他団体との連携を構築する活動の発信

- (1) 当会活動に関して、有意義と考えられる他団体への協力に関して、役員会あるいは、会長、副会長、監事と協力する事項について勘案し発信していく。
- (2) 他団体からの依頼に関しては、その団体から公式な書面（電子可）をもって依頼の受付とする。
- (3) 依頼に関して当会の協力の成果について、その報告を求めることができる。

附則

1. この規程は、令和7年2月23日施行する。
2. この規程の改廃は理事会の議決によるものとする。

書式 1

日本赤十字社臨床工学技士会 選挙管理委員会 御中

立 候 補 届

立候補しようとする役職名 _____

氏 名 _____ 印 _____

生年月日 _____ 年 令 _____ 歳

住 所 _____

病 院 名 _____ 所属部署名 _____

病院所在地 _____

病院電話番号 _____

以上、立候補します。

_____ 年 月 日 ()

書式2

日本赤十字社臨床工学技士会 選挙管理委員会 御中

推 薦 候 補 者 届

推薦しようとする役職名

推薦候補者名

病 院 名

病院所在地

病院電話番号

以上の者を推薦致します。

年 月 日 ()

推薦者名

病 院 名

病院所在地

病院電話番号

(推薦者複数の場合は、別紙に連記提出)

本 人 の 同 意 書

今度役員改選期にあたり、上記の通り推薦候補者として推薦されました。

会則に従い同意致します。

年 月 日 ()

氏 名 印

生年月日

住 所

書式 3

日本赤十字社臨床工学技士会 入会申込書

年 月 日

日本赤十字社臨床工学技士会
会 長 殿

私儀、貴会に入会いたした年会費を添えて申し込めます。

フリガナ

氏 名

生年月日 年 月 日生 性 別 男 ・ 女

所属施設 所属部署

E m a i l A d d r e s s :

臨床工学技士免許登録番号 厚生労働省 第 号
年 月 卒業

赤十字病（産）院入社年月日 年 月 入社

～ 入会手続きについてのお願い ～

氏名、生年月日、性別、所属施設名を記入してください。

免許登録番号・卒業学校名卒業年度・赤十字病（産）院入社年月日を記入してください。

入会申込書は事務局へご送付ください。年会費（¥ 3 0 0 0）は、下記の口座へお振込み下さい。

口座名義：日本赤十字社臨床工学技士会

店番・店名 818 ・ 八一八 店（ハチイチハチ店）

口座番号 普通口座 4274524

（ゆうちょ銀行から振込の場合、記号番号 18160-42745241）。

当該年会費を入金し、財務部が入金を確認した段階で本会会員とする。

日本赤十字社臨床工学技士会 異動届

年 月 日

日本赤十字社臨床工学技士会 会長 殿

私儀、下記のとおり届出内容の変更がありますので、届け出いたします。

会 員 氏 名 : _____

所 属 施 設 名 : _____ 所属部署 : _____

勤務先の変更

変更年月日 _____ 年 月 日

変更前の所属施設 : _____ 所属部署 : _____

変更後の所属施設 : _____ 所属部署 : _____

氏名の変更

変更年月日 _____ 年 月 日

変更前の氏名 : _____

変更後の氏名 : _____

退 会

退会年月日 _____ 年 月 日

退会理由 ① 退職 ② その他

☆ 事務局までファクシミリで送信してください。尚、メールでの送信も可能ですが、件名に「異動届」内容を転記し送信してください。

☆ M a i l A d d r e s s : _____

事務局記入欄

事務局受付年月日 _____ 年 月 日 事務局長 _____ 印

常任理事会承認年月日 _____ 年 月 日 会 長 _____ 印

